

イタセンパラ保護増殖事業計画

平成27年4月21日

文部科学省

農林水産省

国土交通省

環境省

イタセンパラ保護増殖事業計画

文部科学省
農林水産省
国土交通省
環境省

第1 事業の目標

イタセンパラは、富山平野、濃尾平野及び大阪平野の比較的浅い小湖沼やこれをつなぐ水路、大型河川にできた入り江、ワンドや一部の河跡湖に生息していたが、生息環境の悪化により激減している。移入種による影響も指摘されている。

本事業は、本種及び本種の生息に関連する水生生物の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえ、本種の生息に必要な環境条件の維持・改善、生息を圧迫する要因の軽減・除去等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

主として中部、近畿地方における本種の分布域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握・モニタリング

本種の保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するため、本種及び本種の生息に関連する水生生物の分布、生息状況、生息環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。その結果、生息状況や生息環境に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査の実施等、必要に応じ、本種の保存に資する対策を講じる。

また、各地域個体群間の遺伝的な変異や個体群内の遺伝的な劣化状況の把握、本種の産卵母貝の生物学的特性の解明、本種を取り巻く水域生態系の構造の解明等に関する調査研究を進める。

2 生息地における生息環境の維持・改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、共存する生物や地形等本種を取り巻く水域生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、上記1の調査等を踏まえ、本種及び本種の生息に関連する水生生物の生態学的特性を十分に考慮して、生息環境の維持・改善を推進するために、必要に応じて、以下の事業を実施する。

(1) 生息水域の形状の維持・改善

周辺水域と接続した停滞水域を有する等、本種の生息に適するような水域の多様な形状の維持・改善を図る。

(2) 水際植生の確保

本種及び本種の生息に関連する水生生物の生息に必要な抽水植物群落を確保する。

(3) 底質環境の確保

産卵母貝及び本種の餌となる水底の石表面の付着藻類の生息等に適した底質環境を確保する。

また、本種の生息地及びその周辺地域での土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

3 飼育繁殖に向けた取組

今後の生息環境の悪化等により野外個体群が急激に減少した場合に備えるため、各水域の遺伝系統毎に、適切な公共施設等において個体の飼育繁殖を行い、一定の個体数を維持することが必要である。この飼育繁殖の適切な実施のために、本種の飼育繁殖及び産卵母貝の増殖等に関する調査研究を推進する。

4 飼育下における繁殖個体の野生復帰を含む生息地の再生

本種の個体群が既に絶滅した地域又はその個体数の減少が著しい等、ごく近い将来絶滅するおそれが極めて高い地域において、生息環境を復元できる可能性がある水域を選定し、当該水域について、2に掲げる本種の生息に必要な環境条件を整えた上で、3により系統保存されている飼育下における繁殖個体を野生復帰させることにより、野外個体群を再構築し、生息地の再生を図ることを検討する。

なお、野生復帰に当たっては、生息地に別系統の個体が混入することによる遺伝的かく乱等が野外個体群に不可逆的な影響を与えること等に十分留意する。また、その必要性、影響、事後のモニタリング方法等について、本種の生態等に関し専門的な知識を有する者の知見を得つつ、事前に十分な検討を行う。

5 その他

(1) 密漁防止対策

生息地が限られ、個体群の規模が小さくなっている本種の現状を考慮すると、密猟が各地域の個体群に及ぼす影響は相当大きいものと懸念される。このため、関係行政機関や地域住民の協力を得つつ、生息地における監視を強化する等、密漁防止の強化に努める。

(2) 外来種による影響への対応

捕食や生態的競合によって本種の生息を圧迫するおそれのあるオオクチバス（ブラックバス）等の外来種について、その影響を軽減するための対策に関する調査等を推進する。

(3) 緊急時の避難措置

異常渇水等の緊急時には、必要に応じて、個体を適切な施設で一時飼育する等の避難措置を講じるよう努める。

(4) 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関、関係地域の住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種及び本種の生息に関連する水生生物の保護の必要性、保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛けることとする。また、本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、生息地及びその周辺地域における自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

(5) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、関係府県及び関係市町村の各行政機関、本種を含む水域生態系に関する研究者、飼育繁殖に係る機関、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。